

海外留学奨学制度フローチャート

渡航前

1 学年以上の留学決定
(語学研修期間を除く、単位の修得
できる正規的教育課程)

奨学金申請書類提出
(語学力要件有)

..... <書類審査>

選考面接

給与決定

..... <海外留学受入
証明書等提出>

奨学金給与

渡 航

海外留学開始

..... <定期的に
留学報告>

海外留学修了

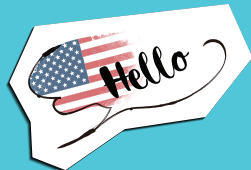
帰国後

帰国報告書／単位修得証明書
成績証明書提出



留学経験を持つ地域人材として活躍

留学レポート



マーシャル大学大学院経営学修士課程に留学
(2019年8月～)

金井 英世【アメリカ合衆国】

【留学してよかったこと】

留学してよかったと思うことは大きく2つあります。海外で生活をしたからこそ実感させられたことでもあり、それを体験できたからこそ今の自分の糧になっていると実感しています。

1つ目は今まで気づかなかった日本の素晴らしいところに気づけたことでした。今まで私は、日本で生活していることに対して少し窮屈さを感じることもありましたが、周りの目が気になってしまふことが多く、家にいる以外は誰かしの目が気になって自分が振る舞いたいようにできない葛藤がありました。ゆえに日本で生活していることに心地よさを感じないことが多かったのですが、海外に来てみて自分が見えなかった日本の素晴らしい部分が見えるようになってきました。日本ではまず発砲事件など起きることもなく、人にもよりますが夜遅くに外へ出かけても危ないシチュエーションに出会うこともありません。私が留学していた時は、近くのバーで銃撃事件が起きたり、家の郵便ポストがこじ開けられたりしていました。

もう一つ良かったと思うところは外国人として生きる試練というのかもしれないことでした。特に言葉の壁は大きく感じました。様々な努力を積み重ねてもやはり外国人なまりの英語なこともあり、何を言っているのか理解してもらえないことが多くありました。また他の友達や先生方が話している話題についていけず1人だけ全く話せないことも多くありました。また生活習慣や価値観も違うため、自分が普段行っている行動を理解されないことも多くありました。今でも覚えているのが、私がフライドポテトをフォークを使って食べている時でした。そのポテトは刻んだベーコンとチーズがトッピングされており、手で食べると汚れてしまうためフォークを使っていました。その時、私の知り合いが不思議な光景を見ているような様子で笑っていました。正直最初は様々な葛藤が生まれて悔しい思いをしていましたが、ネイティブのように話せないからこそ出来る独自の分かってもらえる話し方などが身につく、知らない土地で生き抜くための力を留学を通して身につけられた感じがしました。

様々なトラブルや困難に悩まされたこともありましたがそんな経験が自分を強くしてくれるような良い経験ができました。



本人直接応募



教育のまち 戸田

令和5年度

戸田市

海外留学奨学生 募集案内



Ciao



Hello

Bonjour

Buongiorno

oi

안녕하세요

こんにちは

Guten Tag



★戸田市ホームページにも海外留学奨学金に関する情報を掲載しています。市へ提出する書類のダウンロードもできますのでご利用ください。

●お問い合わせは

戸田市教育委員会事務局 教育総務課 総務担当

〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号 電話048-424-9582(直通)

E-mail kyo-somu@city.toda.saitama.jp

※携帯電話のメールからお問い合わせいただく場合は、上記アドレスからのメールを受信できるように設定してください。



スマートフォンはこちら

戸田市 海外留学 検索



戸田市・戸田市教育委員会

戸田市海外留学奨学制度について

戸田市には、海外留学奨学資金等の給与制度があります。

この制度は、市内在住の故金子正夫様からの寄附を基に設置された「戸田市海外留学奨学基金」により運営されるものです。

寄附金を受けた際、奨学生の資格として以下の3点を挙げられました。

- ①戸田市民であること
- ②海外の教育機関で正規の教育を受けること
- ③海外の教育機関で学究に志すこと

市ではこの趣旨に沿った「戸田市海外留学奨学資金等給与条例」を制定し、海外留学奨学資金等を給与する制度を発足させました。以後何度かの改正を経て現在に至っています。

この制度は、外国の大学に留学する方に奨学資金を給与することで、豊かな心、幅広い視野を持った、戸田市の発展に資する人材の育成を目的としています。本制度を利用した奨学生は116人(令和4年12月現在)にのぼり、様々な分野でご活躍されています。

募集要項



① 募集人員

若干名

② 留学期間

1年(1学年)以上(給与期間は、2年(2学年)を限度)

③ 留 学 先

留学先の国の規定で「日本の大学、短期大学、大学院相当の学校」とする。
(大学の入学手続については、各自で行ってください。)

④ 給与内容

- (1)奨学資金:授業料及び生活費を給与
 - (2)渡航費用:往復航空運賃を給与
- ※(1)+(2)の限度額 (イ)留学期間が1年(1学年)以上2年(2学年)未満の場合は100万円
(ロ)留学期間が2年(2学年)以上の場合は(イ)の給与額に50万円を加算した額
※給与が決定された場合でも、選考結果により満額給与されない場合があります。

⑤ 応募資格

- (1)父母(父母に準ずる者を含む。以下同じ。)及び本人が市の住民基本台帳に引き続き2年以上記録され、日本国籍を有する人
- (2)本人及びその世帯の者が市税を完納していること
- (3)学校教育法の規定による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、大学院若しくは高等専門学校に在籍する人若しくは卒業後7年を経過しない人又は高等学校卒業程度認定試験規則の規定による高等学校卒業程度認定試験の合格後7年を経過しない人
- (4)留学希望国の国語で意思の伝達ができる人で成績優秀、品行方正及び留学に耐え得る健康な人(表-1参照)
- (5)学資が不十分な人
- (6)留学先の大学で受け入れる旨の証明書を有するか、又は取得できる見込みのある人
- (7)市内に居住する連帯保証人が1人以上あること(保護者可)

⑥ 申請手続

- (1)申請書類
戸田市海外留学奨学資金等給与申請書に次の書類を添えて教育委員会へ提出
※その他必要書類等がありますので、ホームページ掲載または窓口でお渡しする「必要書類等チェック票」を必ずご確認ください。

◇住民票(世帯全員)	◇市税完納証明書(世帯全員)
◇所得証明書(父母及び本人)	◇在学証明書又は卒業証明書
◇成績証明書	◇留学先大学の受入証明書の写し(既にお持ちの場合)
◇語学力証明書	◇健康診断書
◇海外留学費用明細書	◇父母等の同意書(書式は問いません。)
◇海外留学奨学生応募調書(個人票)	※給与決定後に別途書類が必要です。

- (2)受付期間:第1回 令和5年6月14日(水)～7月4日(火)
第2回 令和6年1月15日(月)～2月2日(金)
- (3)受付窓口:戸田市教育委員会事務局 教育総務課 総務担当

⑦ 選 考

戸田市海外留学奨学資金等受給者選考委員会において書類審査及び本人面接等によって選考されます。
選考委員会:第1回受付分 令和5年7月～8月開催予定
第2回受付分 令和6年2月～3月開催予定

▼ 表-1

留学先言語圏	試 験 名	語 学 力 要 件	試 験 実 施 者
英 語 圏	トーフル	480点(PBT)以上または55点(iBT)以上	ETS Japan
	実用英語技能検定	2級以上	公益財団法人日本英語検定協会
	アイエルツ	アカデミック・モジュール5以上	公益財団法人日本英語検定協会
	ケンブリッジ英語検定	FCE 以上	ケンブリッジ大学英語検定機構日本支部
ド イ ツ 語 圏	トーイック	550点以上	一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会
	ゲーテ・インスティトゥートの検定試験	B 1 以上	東京ドイツ文化センター語学部
フ ラ ン ス 語 圏	ドイツ語技能検定試験	3級以上	公益財団法人ドイツ語学文学振興会
	実用フランス語技能検定試験	3級以上	公益財団法人フランス語教育振興協会
ス ペ イ ン 語 圏	フランス国民教育省認定フランス語資格試験	DEL F B 1 以上	日本フランス語試験管理センター
	スペイン語技能検定試験	4級以上	公益財団法人日本スペイン協会
中 国 語 圏	デレ	B 1 以上	インスティトゥ・セルバンテス東京
	中国語検定試験	3級以上	一般財団法人日本中国語検定協会
ロ シ ア 語 圏	漢語水平考試	3級以上	HSK 日本実施委員会
	ロシア語能力検定試験	3級以上	ロシア語能力検定委員会
上 記 以 外	ロシア語検定試験	基礎レベル以上	日本対外文化協会
	留学先の言語に係る語学検定試験の結果がヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B 1 レベル相当以上であること。ただし、これにより難しい場合は、英語圏の基準による。		

＝制度に関する＝



Q: この制度を利用したいのですが、年齢制限はありますか。

A: 年齢制限はありません。ただし、応募資格による制限があります。

Q: 留学する大学等は、国立でなくてはいけませんか。

A: 「日本の大学、短期大学、大学院相当の学校」で正式な学部生として正規的教育課程(単位を取得できるもの)を履修するのであれば、国立でも私立でも問題ありません。
語学留学や聴講生、研究生等としての留学は対象となりません。

Q: 申請はいつからできますか。

A: 留学する日の1年前から渡航前まで申請できますが、市が指定する日時・場所にて選考委員会による面接を受けていただきますので、渡航日などを検討のうえ、適時に申請してください。

Q: 検定試験を受験したばかりで受付期間中に結果が出ません。後日提出でよいですか。

A: 申請書類は、受入証明書以外全て揃っていないと申請できません。

Q: 奨学生になることによって、何か特別な義務はありますか。

A: 留学報告書やパンフレット等に掲載する体験談の提出のほか、帰国後に国際教育や留学によって得られた専門分野の活用について、学校や地域への積極的な貢献を期待しています。

Q: 奨学金はいつまでに返済すればいいのですか。

A: 本制度の奨学金は無償給与であるところに特徴があります。奨学生は返済を心配することなく勉学に専念できます。

Q: 選考委員会では面接があると聞きました。過去に面接の経験がないので不安です。

A: 面接では、あなたがどうして留学しようと思ったのか、何を学びたいのかを中心に質問します。留学の動機や目的がはっきりしていれば、それほど難しいものではありません。

Q: ほかの奨学金を借りる手続きをしていますが、応募できますか。

A: 本制度では、他団体奨学金制度の重複利用を認めています。他団体奨学金制度の中には重複利用を認めていないものもありますので、各団体に照会してください。

Q: 語学力がヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR) B 1 レベル相当以上であることは、どのように証明するのですか。

A: 各語学能力試験の実施機関に問い合わせて、ヨーロッパ言語共通参照枠と各言語試験との対照表を用いて証明してください。